避難行動要支援者支援マニュアル

目次

1.	背	景と目的	1
2.	津	別町における避難行動要支援者	2
2.	1	津別町における避難行動要支援者の範囲	2
2.	2	避難行動要支援者名簿の作成等	2
2.	3	避難行動要支援者名簿の管理	3
2.	4	避難行動要支援者名簿の提供	
3.	災	害に備えた事前対策	5
3.	1	町における事前対策	5
3.	2	避難支援等関係者等における事前対策	5
3.	3	個別計画の策定	
4.	災	害発生後の対応	6
4.	1	避難支援体制の確保	6
4.	2	避難情報等の伝達・避難誘導・安否情報等の収集	6
4.	3	避難所における避難支援	7
4.	4	社会福祉施設等への対応	8
4.	5	ボランティアとの連携	9
資料	ŀ		10
1.	避難	誰支援等関係者の基本行動	.10
2.	避難	維行動要支援者への配慮	.10
様式			15

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿(個別計画)

避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書

1. 背景と目的

本町では、平成24年9月に「津別町災害時要援護者支援マニュアル」を策定し、災害時要援護者に対する取組を推進してきました。しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、「避難行動要支援同意者名簿の作成」や「名簿を避難支援等関係者に提供すること」等が市町村に義務付けられました。また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示され、避難行動要支援者に対する更なる取組の推進が求められることとなりました。

このマニュアルは、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者の自助及び地域(近隣)の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

2. 津別町における避難行動要支援者

2. 1 津別町における避難行動要支援者の範囲

(1) 用語の定義

用語	定義
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合
	に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の
	確保を図るため特に支援を必要とする者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う者
	(自治会、自主防災組織、民生委員等)
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者のうち、災害時の避難支援を希望し、平常時から避
	難支援等関係者に個人情報を提供することに同意した者の名簿

(2) 避難行動要支援者の範囲

- ① 介護保険の要介護3以上の認定を受けている在宅者
- ② 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者
- ③ 療育手帳A判定の交付を受けている者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑤ 人工透析者、難病患者
- ⑥ 高齢者(65歳以上の者で、町長が必要と認めた者)
- ⑦ その他支援を必要と認めた者

なお、対象者のうち施設に入所している者及び入院患者については、避難行動要支援者 の所在が明確であるため対象者から除外します。

また、避難行動要支援者の範囲にある者でも避難支援等関係者間の情報共有等の中で自ら避難できると認められる者については、その旨をできる限り避難行動要支援者名簿に記載し、有事の際に活かすこととします。

2. 2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者に関する情報の収集

町は、総務課・保健福祉課・消防の関係部署による「関係機関共有方式」をつかって要配慮者を把握していますが、神経難病患者や在宅酸素濃縮器使用者、精神障がい者の情報等、町が所管していない情報が必要な場合は、当該情報を北見保健所に対し情報提供を求めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、要配慮者本人の同意を得た上で、実際に避 難支援に携わる関係者と要配慮者に関する基本的な情報(住所や氏名、障がいの状況等) を共有した上で、これら関係者が中心となって、要配慮者本人と避難支援者、避難場所、 避難経路、避難方法、情報伝達方法等話合いながら具体的に作成します。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を整えるとともに、災害等による停電 等によって町の機能低下が考えられるため、紙媒体とデータによる保管を行います。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

町は、毎年1月1日を基準日として避難行動要支援者名簿の更新を行います。ただし、 対象者の異動情報(施設入所等)や状態の変化(介護認定の変化等)が生じた場合には、 随時修正や追加を行い、最新の情報に保つよう努めるとともに、更新があった場合には、 避難支援等関係者に対して情報を提供します。

2. 3 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿に記載された情報の適正な管理を行うため、以下の取扱いルール を定めます。

- (1) 避難行動要支援者名簿に記載された個人情報及び避難行動要支援者の支援上知り得た個人情報については、避難支援等関係者に名簿を提供する場合を除き、他に漏らさない。
- (2) 避難行動要支援者名簿を紛失しないよう厳重に取扱うとともに、その記載情報が避難行動要支援者の支援に関係のない者に知られないよう管理責任者を置き、適正に管理する。

2. 4 避難行動要支援者名簿の提供

町は、災害時の円滑かつ迅速な避難支援を実施するため、平常時から避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供します。避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の取り扱いルールを定めます。

- (1) 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 町内の一地区の自治会又は自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう周知する。
- (3) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (4) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう周知する。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう周知する。
- (6) 名簿情報の取扱状況を報告させる。

(7)避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催することを周知する。

また、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、町は、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると判断した場合には、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、本人同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿を提供します。

3. 災害に備えた事前対策

3. 1 町における事前対策

総務課及び保健福祉課は、以下の避難行動要支援者の避難支援業務を実施するため体制の整備を図ります。

(1) 平常時

- ①避難行動要支援者参加型防災訓練の企画・実施
- ②避難行動要支援者に応じた情報伝達手段の整備
- ③避難行動要支援者及び避難支援等関係者の防災意識の向上
- ④避難所のバリアフリー化及び福祉避難所の指定

(2)災害時

- ①避難行動要支援者への避難情報等の伝達
- ②避難行動要支援者の安否確認
- ③避難行動要支援者の避難状況の把握
- ④避難所等との連携、情報共有

3. 2 避難支援等関係者等における事前対策

自主防災組織等の避難支援等関係者は、日頃から円滑な避難支援を実施するための活動 を実施します。

(1) 避難支援等関係者の活動内容

- ①普段からできる範囲内での見守り、声かけを行う。
- ②避難行動要支援者と話し合い、非常時にどのような方法で支援ができるか確認する。
- ③避難行動要支援者とともに防災訓練に積極的に参加し、安否確認の方法、避難支援 方法の確認を行う。
- ④避難行動要支援者の状態に変化(入院、施設入所等)が見られた場合は、随時町へ報告する。

(2) 自主防災組織等の活動内容

- ①避難行動要支援者名簿を活用し、近隣住民により普段からの見守り体制の強化に努める。
- ②防災訓練において、避難行動要支援者への情報伝達方法、避難支援方法、避難行動 要支援者の自宅から避難所までの避難ルートの確認等を行う。
- ③地域内で緊急連絡網の作成、地域内の避難行動要支援者宅の位置を記したマップの作成、避難支援に必要となる資機材等を整備する等支援方法について話し合う。

3.3 個別計画の策定

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、避難支援等関係者及び消防等の関係機関と協議・連携しながら個別計画の策定に努めます。

4. 災害発生後の対応

4. 1 避難支援体制の確保

(1) 町における避難支援体制

町は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置 等を実施するとともに、庁内の連携を図ります。

また、災害時には、災害対策本部を中心に、防災情報等に基づいて、早い段階で避難支援等関係者と調整し避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えます。

なお、避難情報等の発令時等、避難が必要な段階においては、避難行動要支援者名簿 登録者が避難支援を受けられない場合や、避難支援等関係者が避難支援を行えない場合 等に備え、保健福祉課内に相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応します。

(2) 避難支援等関係者における避難支援

避難支援等関係者は、避難情報等の避難に関する情報を把握した場合、避難行動要支援者名簿に基づき避難支援等を実施し、避難行動要支援者を避難所等へ避難させます。

しかし、災害時には、まず避難支援等関係者本人やその家族等の生命や身体の安全が確保されることが大前提であり、避難支援等関係者に危害が及ぶような状況においては避難支援等が困難であるおそれもあるため、避難支援等関係者の安全確保のルールが必要になります。

また、災害の状況によっては、避難支援等関係者が全力で助けようとしても、避難行動要支援者への避難支援等ができない可能性もあることを避難行動要支援者本人に説明し、理解を得る必要があります。

(3)避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供することに不同意であった者への避難支援

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると判断した場合には、その同意の有無にかかわらず、避難支援の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者等に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援を行います。なお、安否確認、避難支援等が適切に実施されたと判断されたときは、当該名簿を回収するものとします。

4. 2 避難情報等の伝達・避難誘導・安否情報等の収集

(1) 避難行動要支援者への避難情報等の伝達

災害が発生し、あるいは発生するおそれが場合には、広報車や防災メールなどあらゆ

る手段を活用して避難行動要支援者並びに避難支援等関係者に対し、迅速な避難ができるよう情報を伝達します。この際、電話回線の混雑や停電等による通信手段の途絶等により、情報通信機器を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性もあるため、人的手段を併用し伝達します。

このため、避難行動要支援者への情報伝達には、民生委員・児童委員による緊急時連絡網を使ったほか自主防災組織の地区では自治会役員が中心となって伝達する等、地域の住民の力が必要となります。

(2) 避難行動要支援者に対する避難誘導

災害発生直後の避難行動要支援者の避難誘導は、自主防災組織等の避難支援等関係者による支援体制を活用し、迅速な避難誘導を行う必要があります。

(3) 避難行動要支援者の安否確認情報の収集

町は、事前に把握している避難行動要支援者の所在情報に基づき、避難所において、 避難してきた避難行動要支援者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民や自主防 災組織、消防団等から避難行動要支援者の救助や取り残されている者がいないかなど避 難状況の情報を収集します。

特に、人工透析を受けていたり、在宅で酸素吸入をしている患者や腹膜透析患者等緊急の対応を要する避難行動要支援者の安否確認は、医療機関や保健所等と協力し、速やかに行う必要があります。

また、社会福祉施設等における被害の状況についても把握するとともに、一時入所等の受入が可能かどうかを確認します。

4.3 避難所における避難支援

(1) 避難所の環境整備

避難所の環境整備に当たっては、以下の事項に留意します。

- ①出入り口の段差などを板で解消する。
- ②車いすが通れる通路の幅員を確保する。
- ③和室や空調設備のある部屋を避難行動要支援者に優先的に割り当てる。
- ④補装具の装着・交換、おむつの交換、授乳などができる場所を確保する。

(2)健康管理等

避難行動要支援者の健康管理や医療相談等に当たるために、保健師等による保健指導 及び栄養指導を実施します。

(3)情報提供

災害発生直後は、ラジオやテレビを設置する等報道機関の情報が得られるようにします。

また、避難所内部における物資の供給場所や供給方法等の情報提供は、拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字による情報提供も実施し、避難行動要支援者にも情報が確実に提供できるよう配慮します。

(4) 避難行動要支援者のニーズへの対応

避難行動要支援者のニーズに対応となるよう、食料品は柔らかいものや乳児には粉ミルクの用意等一人ひとりに応じた配慮に努めます。また、車いすや簡易トイレなどの介護用具、おむつ等生活用品についても可能な限り確保に努めます。

避難行動要支援者は、避難所において様々な支援が必要なことから、避難所内での巡回相談や相談窓口の設置等により、支援ニーズを把握します。

(5) 福祉避難所への移送

避難行動要支援者が避難所での生活が健康状態等で困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。福祉避難所では、相談等にあたる介助員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、心のケアや相談等に応じるものとします。

町では、以下の施設を福祉避難所として指定をしていますが、今後、福祉施設とも協 定を結び福祉避難所の確保に努めます。

福祉避難所	備考
特別養護老人ホーム「いちいの園」	協定済
津別町デイサービスセンター	協定済

[※]今後、「こども園」を指定する見込み。

4. 4 社会福祉施設等への対応

(1)被災した社会福祉施設等の対応

社会福祉施設等が被災した場合には、各施設において利用者の安否確認を行い、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従って、安全確保のために迅速な避難誘導等の対応を行います。

また、施設の被災状況を把握して、二次災害の発生防止対策を講じるとともに、被災状況によっては、入所者の緊急入所先等の確保や家庭への引き取りなど必要な支援を行います。あわせて、施設等で備蓄している物資で不足している場合には、必要物資の調達等の支援を行います。

(2) 被災しなかった社会福祉施設等の対応

被災しなかった社会福祉施設等においては、在宅の要配慮者の緊急入所の必要が出て くることが予想されるため、食料、飲料水、介護用品、医薬品等の支援物資の調達など の支援を行います。

また、被災した社会福祉施設等の被害状況によっては、応援職員の派遣依頼等の協力依頼を行います。そのため、町内の社会福祉施設等の間における連携のあり方などについて、日頃から協議の場を設定します。

4. 5 ボランティアとの連携

町、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する避難 行動要支援者のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整の ほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、ボランティアの受入体制 の確保に努めます。

また、ボランティアの受入れに当たっては、避難行動要支援者のニーズ等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供する等、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めます。

資料

1. 避難支援等関係者の基本行動

- 1. まずは自分の身の安全を確保する。
- 2. 自分の家族や近くにいる人の安全を確認する。
- 3. 避難行動要支援者に避難情報等を伝える。
- 4. 避難行動要支援者の避難支援を行う。
- 5. 避難行動要支援者の安否を確認する。
- 6. 避難行動要支援者がケガをしている場合は、地域の方々と連携して、可能な範囲で救護を行う。
- 7. 建物の倒壊により下敷きになる等救助を必要とする場合は、地域と連携して、可能な範囲で救助にあたるが、けっして無理をせず、町や消防、警察等に応援を要請する。

2. 避難行動要支援者への配慮

災害等発生時、又は発生するおそれがある時に支援を必要とする避難行動要支援者は、 適切な行動が取りにくい特徴があります。

ここでは、対象者別に一般的な特徴や支援のポイントを記載しますが、個々においては 介護度や障がいの程度、家族の状況やその時の体調など状況が異なります。その時々の配 慮や柔軟な支援を心がける必要があります。

(1) 高齢者(75歳以上のひとり暮らしの方など)

①特徴

- ●周囲からの情報が乏しく、緊急事態の察知が遅れる場合があります。
- ●体力が衰え行動機能が低下している場合や、体力に自信がない等の理由で避難できない場合があります。
- ●認知症がある場合、危険な状況や避難の必要性がわからない場合があります。

②支援のポイント

- ●近所付き合いが希薄な方もおり、情報が伝わらないこともあるため、迅速かつ直接 的に情報を伝えましょう。
- ●まず声をかけて、不安をとりのぞいてあげましょう。
- ●どのような手助けが必要か聞きましょう。
- ●簡単な言葉でゆっくりと説明しましょう。
- ●まずは落ち着かせ、その人の体力等を見ながらゆっくり誘導しましょう。その際、 手荷物等の持ち出し品は持ってあげましょう。

(2) 要介護者(要介護状態区分3・4・5の方)

①特徴

- ●自分で行動することが困難です。
- ●自分の状況を伝えることが困難な場合があります。
- ●寝たきりの場合は、自分で行動することができません。
- ●認知症がある場合、危険な状況や避難の必要性が分からない場合があります。

②支援のポイント

- ●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。
- ●一人で助けられない場合は、周囲の人に声をかけて複数の人で支援しましょう。
- ●平常時に医療・介護関係者や家族等との連絡体制を確認しておきましょう。
- ●移動に車いす、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。使用するときは、道路の幅を確認するとともに、段差・傾斜・スピード等に気をつけて移動しましょう。

(3) 肢体障がい者(上肢・下肢等の不自由な方)

①特徴

- ●姿勢を保持することや、自力歩行が困難な方で、素早い避難行動が困難な場合が多いです。
- ●下肢に障がいがある方は、移動する際に松葉杖や車いすを使用する場合があります。

②支援のポイント

- ●肢体に障がいのある人は、障がいの部位や程度によって自身で行動できることが異なります。 どのような手助けを求めているのか聞き取りましょう。
- ●移動に車いす、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。使用するときは、道路の幅を確認するとともに、段差・傾斜・スピード等に気をつけて移動しましょう。

(4) 視覚障がい者(目の不自由な方)

1)特徵

- ●災害時に備えて近所づきあいをしようと思っても、状況が把握できないために自分から声をかけることがなかなかできません。
- ●視覚による異変や危険を察知することが困難であり、とても不安です。
- ●自分一人では避難することが困難です。

②支援のポイント

- ●声をかけないと本人にはわからないので、支援者の方は普段から声をかけるように しましょう。
- ●避難の手助けをするときは、決して白杖を持っている手を触らないように、杖を持っていない手の方で支援者の肘や肩につかまってもらいましょう。歩行速度に気をつけながらゆっくり歩きましょう。特に段差がある場所は注意しましょう。
- ●耳からの情報が頼りです。できるだけ声をかけ、説明するときは、「ここ」「あっち」 等の曖昧な言葉は使わず、前後、左右、上下等具体的な表現をしましょう。

(5) 聴覚障がい者(耳の不自由な方)

①特徴

- ●ラジオ、サイレン、広報車、人の声かけ等音声による避難・誘導の指示が認識できません。
- ●自分の状況を伝える際、音声による会話が困難であり、コミュニケーションがとり にくいです。
- ●必ずしも手話ができるわけではありません。
- ●外見だけで聴覚障がい者であることを判断するのは困難です。そのため、話しかけても返事をしない等、誤解される場合があります。

②支援のポイント

- ●手話ができなくても、筆談や身振り、手振り、手のひらに指で文字を書く、携帯電話・スマートフォン画面の利用等、工夫して情報を伝えましょう。
- ●話すときは、軽く肩等に触れ、正面から口を大きく動かし話します。ゆっくりと話 せば、口の動きでわかる人もいます。
- ●手話ができる人がいれば、協力してもらいましょう。

(6) 内部障がい者(内臓の機能障がいがある方)

①特徴

- ●外見だけでは障がいがあるかどうかわかりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困 難な場合があります。
- ●常時使用する医薬品の携帯や医療機器を携行する必要があります。

②支援のポイント

- ●どのような手助けを求めているか、どういった機関の支援が必要か等、聞き取りを しましょう。
- ●移動に車いす、ストレッチャー等の移動用具が必要になる場合があります。使用するときは、道路の幅を確認するとともに、段差・傾斜・スピード等に気をつけて移動しましょう。

(7)発達障がい者(自閉症者)

①特徴

- ●声をかけても反応しなかったり「オウム返し」だったりします。
- ●一方的に意味不明のことをもいます。
- ●大きな声や怒声におびえます。子供の泣き声が苦手です。
- ●体に急に触られることが嫌いです。痛みに鈍感な人もいます。
- ●手をひらひらさせる、体を前後に揺する、ピョンピョン跳ねる等自閉症独自な行動をします。
- ●いつもと違う状況に不安や抵抗があります。
- ●知的障がいのない自閉症の人もいます。一見障がいがあるように見えなくても自閉症の特徴を持っています。

②支援のポイント

- ●やさしい言葉でゆっくりと話しかけてください。
- ●個別に声掛けをしてください。
- ●言葉を発していてもその言葉の意味をわかっていない場合があるので、伝わらない ときは、文字・絵・写真・身振り等を使って外国人に話しかけるようにお願いします。
- ●体を揺するなど、自閉症特有の行動は暖かく見守ってください。
- ●パニック状態になったら刺激せず、おさまるまで静かに待ってください。力ずくの 抑制は逆効果です。
- ●パニックがおさまったらやさしく静かにこれから何があるのかを具体的に伝えてください。後の見通しがつくと安心します。

(8) 知的障がい者(知的行動に支障がある方)

1)特徵

- ●知的な能力が乏しいため、作業が苦手で、時間がかかったり、難しかったりします。
- ●日常と異なる状況により、パニックになってしまうことがあります。
- ●困っていても、自分のことやその内容を言葉で伝えられない場合があります。
- ●社会の流れにうまく適応できないこともあります。
- ●様々な事柄を理解することに支援が必要です。

②支援のポイント

- ●一人では理解や判断をすることが苦手です。一度にたくさんのことを伝えず、一つずつゆっくり話しかけましょう。
- ●パニックになったり、大声をあげたり、予期しない行動をとる可能性がありますが、 冷静な態度で接し、本人を安心させ、落ち着かせるようにしましょう。決して叱った りしないようにしましょう。
- ●パニックをおこしたら、刺激せずに、落ち着くまで静かに待って下さい。力ずくではかえって逆効果になります。
- ●避難誘導時は必ず複数で付き添い、一人にはしないようにしましょう。

(9) 精神障がい者

1)特徵

- ●総合失調症、うつ病、てんかん、アルコール中毒等の様々な精神疾患により、日常 生活や社会生活のしづらさを抱えています。
- ●普段から服用している薬を携帯する必要があります。
- ●災害の発生に伴って、精神的動揺が激しくなる場合があります。

②支援のポイント

- ●環境の変化や些細な言葉で動揺したり、緊張したりします。普段からできるだけ慣れ親しみ、ゆっくりと落ち着いた口調で話しかける等冷静さを保ちながら対応し、不安を和らげましょう。
- ●服用している薬の名前や量、かかりつけの医療機関等、できる限り平常時に確認しておきましょう。
- ●誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。

様式

避難行動要支援者名簿

その他				
個別計画				
避難支援を必要とする理由				
連絡先(電話番号)				
性別				
生年月日				
氏名				
番号				

避難行動要支援者名簿(個別計画) (新規・更新・抹消)

							TEL		(自宅)					
	住	所	津別町				FAX		(FAX)					
				Т						(携帯)				
	フリ	ガナ						性	別	生年	刂	月冶・大正・	昭和・	平成
	氏	名						男	· 女	月日		年	月	日
	避難支援を必要とする理由 (当てはまるものに☑を付つけてください。)													
	口身	□身体障害者手帳等所持 障害名: () 等級: □1級 □2級												
本人	□療育手帳(A)を所持 □精神障害者保健福祉手帳1級を所持 □人工透析者 □難病患者													
人の	□介護保険の認定を受けており、次の介護度に該当 □要介護3 □要介護4 □要介護5													
の情報	□6	5歳以_	Ł	口その他()
ŦIX	特記事	項(身体	の状	況、移動に要する	器具	1、持ち出す	べき	もの	等)					
	□歩	:行が困難	錐 →	車いす・ 杖・	スト	レッチャー・	その	他()を信	吏用している		
	口音	が聞き耶	なりに	くい(聞こえない)		□物が	見えに	:\J\	(見えな	にい)				
	口顔を見ても家族や知人と分からない 口文字や言葉の理解が難しい													
	ロそ	の他												
	かかり	つけの												
	病	院					避	難均	易所					
	要支	援度	Α	 移送介護が必要	В	 3 誘導が必	要	С	声かり	ナ必要	D	その他()
	緊急時の家族等の連絡先 (本人情報と同様に外部提供されることに同意を得た上で記入してください。)													
安	フリ	ガナ				続柄	住列	f						
族						()	TEI		(自宅)				
家族等の情報	氏	名				()	TEL	•	(携帯)				
情報	フリ	ガナ				続柄	住列	f						
	氏	名				()	TEL		(自宅					
									(携帯)				
		.	□あ		分を	合めない								
家の	同息	5人	(人)			居住	居住建物の構造		i				
家の情報		ロなし												
羊区	日中いる部屋						夜	間い	る部屋					
	避難	推支援者		(災害時に支援して		えるご近所の	方を、	その	方の同意	きを得てか	ら記え	入してくださ	い。)	
_	フリ	ガナ				関係	住所	fi						
支援	氏	名	, ,	TEL		(自宅)							
支援者情報	Α,	12				()	166	-	(携帯)				
報	フリ	ガナ	•			関係	住所	fi		ı				
	氏	名	2	()	TEL		(自宅)						
	戊 右				\ /	IEL	•	(携帯)					

避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書

津別町長 殿

私は、避難行動要支援者名簿へ登録し、平常時から避難支援等関係者に名簿情報 を提供することに、趣旨と同意事項(裏面)を十分に理解したうえで、

_ (ど	ちらか	いこ ⊿を	こつけて	くださ	い。)					
· 🗆 🏻	司意し	します	- 。※ <u>同意</u>	意の意思	について	、変更の甲	申し出がな	い限り登	録を継続しる	<u>ます。</u>
	避難行	介護係 身体障療育手精神區 人工	機の要 電害者 電害者保 がは 65 歳	介護3 帳1の福病 定福病 健補患	以上の ・2級 付を受 手帳1 者の認	認定を受かる。 おっこう でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう でんしょう はいま こうしょう はいい こうしょ しんしょう はいしょう はいい こうしゅう はいい かいしん はいい かいしん はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はいい はい	を受けて ている。	。 いる。 ている。	そがある 。	
·	司意し	しませ	とん。							
		社会福同居の)家族· 1.(入所・ 自治会	長期入 等の支	- 院等によ 援が受け	: り自宅/i -られるの へしてくだ	つで必要	ん。 ありません	ひ。))
	(年月			年	月	日		0		
住	所	津別	町							
氏 (本人	名 .署名)					代理人 氏 名				

<同意事項>

- 1 私が登録した個人情報については、災害時の避難支援活動、安否確認などのほか、日頃の支援活動などを行うため、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉関係者及び津別町の関係部局に事前に提供することに同意します。
- 2 避難支援や安否確認の必要がある場合には住居内に立ち入ることを承諾します。

また、特に命にかかわるような場合にあっては、やむを得ず住居や所有物などの一部を破損しても、修繕、損害賠償などについて一切請求しません。

【注意】 情報提供に同意することにより災害が災害発生時には近隣の避難支援 等関係者から避難を行う際の支援などを受けら有れる可能性が高まりますが、避 難支援者自身やその家族などの安全確保が前提になるため、登録(同意)によっ て、支援が必ず受けられることを保証するものではありません。